施設利用申込書

◎当施設の利用については、玖珠町条例に基づき許可します。（使用料の減免・返還・過料等）

◎当施設は社会教育施設であり、利用に関して制限があります。（例：物品の販売、宗教活動等）

◎指定場所（調理実習室、研修室、健康増進室、健康総合相談室）以外での飲食はできません。

上記内容及びくすまちメルサンホール条例等を承諾して、下記施設の利用を申し込みます。

玖珠町中央公民館長

玖珠町保健センター所長　　殿

申請日　令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利　　　用　　　日 | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日（ |  | 曜日） |
| 催　　　物　　　名 |  | 利用者数 |  | 人 |
| 利用者名 |  | 減　　免 | 有　　無 |
| 玖珠郡 | 内　　外 |
| 責 任 者 | 住　所 |  |
| 氏　名 | 　　　　　　　 　　　　　TEL |
| 申　　　込　　　者 |  | 印 | TEL |  |
| 利用施設 | １時間料金(郡内利用者) | １時間料金(郡外利用者) | 冷暖房費　　　利　用　時　間1時間料金 |
| 中央公民館 | 調理実習室　 **※飲食可** | ４４０円 | ５７０円 | ３３０円 |  | から | まで |
| 研修室 　　 **※飲食可** | ３３０円 | ４２０円 | 　２２０円 |  | から | 　まで |
| 研修室(２階和室) | ５５０円 | ７１０円 | 　４４０円 | から |  | まで |
| 研修室１(12帖) | ２２０円 | ２８０円 | 　２２０円　　 | から |  | まで |
| 研修室２(15帖) | ３３０円 | ４２０円 | 　２２０円　　 | から |  | まで |
| 学習室 | ４４０円 | ５７０円 | ３３０円 | から |  | まで |
| 学習室１(前) | ２２０円 | ２８０円 | １６０円 | から |  | まで |
| 学習室２(後) | ２２０円 | ２８０円 | １６０円 | から |  | まで |
| 視聴覚室 | ４４０円 | ５７０円 | ３３０円 | から |  | まで |
| 会議室 | ４４０円 | ５７０円 | ３３０円 | から |  | まで |
| 会議室(半面) | ２２０円 | ２８０円 | １６０円 | から |  | まで |
| ホワイエ | ㏠1,100円 | ㏠1,430円 |  | から |  | まで |
| 保健センター | 健康増進室　 **※飲食可** | ６６０円 | ８５０円 | ５５０円 | から |  | まで |
| 増進室１(後) | ３３０円 | ４２０円 | ２７０円 | から |  | まで |
| 増進室２(前) | ３３０円 | ４２０円 | ２７０円 | から |  | まで |
| 健康総合相談室**※飲食可** | ５５０円 | ７１０円 | ４４０円 | から |  | まで |

申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。

□自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。

* 玖珠町では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、玖珠警察署に照会する場合があります。